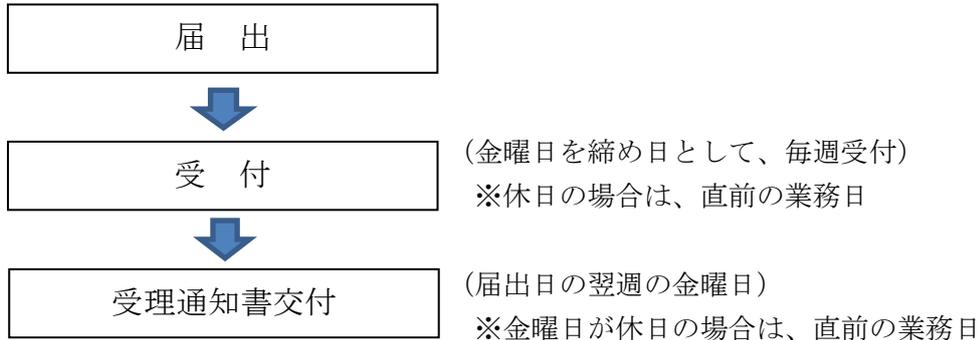


届 出（市街化区域）

1 受付から受理通知交付までの流れ



※4月末から5月当初のゴールデンウィーク及び年末年始の市が業務を行わない期間が続く際には、受理書が、原則通りに交付できない場合もありますので、ご注意ください。

2 届出に必要な書類

必要書類		必要部数		備 考
		4条	5条	
1	農地転用届出書	2	3	
2	案内図	1	1	申請地を「赤」で表示する
3	公図	1	1	申請地を「赤」で表示する 法務局発行のもの（発行後3か月以内）
4	土地登記簿謄本	1	1	法務局発行のもの（発行後3か月以内）
5	委任状	1	1	代理人が、申請、補正、受理通知書の受領をする場合 （5条の場合は譲受人、譲渡人の双方からの委任が必要です。また、譲受人、譲渡人のどちらか一方の申請者が申請、補正、受理通知書の受領をする場合は、相手方からの委任が必要です。） ※届出書と同じ印鑑を押印

※申請人の情報が土地登記簿謄本の内容と相違する場合はその内容を証明する書類（住民票等）の添付をお願いします。

※都市計画法第29条第1項の許可を受けることを必要とする場合は、その行為につき、その許可申請を担当課で行ってください。

※土地区画整理事業が施行中の区域における届出について

①届出書の記入

・従前地を「黒字」、その下段に仮換地を「赤字」で記入してください。

例 ○○街区○○画地

②土地区画整理事業が施行中の区域は、仮換地指定証明書の写し（発行後3ヶ月以内）を添付してください。（公図は必要ありません。）

※公図、土地登記簿謄本で原本の還付を希望される場合は、原本とコピーを提出してください。